

**U-CANの知的財産管理技能検定3級**  
**これだけ！ 一問一答集**  
**法改正等に伴う変更のお知らせ**

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますのでお知らせいたします。

なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

**【変更をお知らせしている箇所】**

2016（平成28）年11月6日の第25回の知的財産管理技能検定試験に関わることが予想される箇所についての特許法等の一部を改正する法律（平成27年7月10日法律第55号〔平成28年4月1日施行〕）及び著作権法の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第35号〔平成27年1月1日施行〕）、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成27年10月9日法律第54号〔平成28年1月1日施行〕）に伴う法改正等の内容

■「初版 第1刷（2014年9月26日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 61	A 199	<u>出版権</u> とは、著作物を文書や図画として印刷・複製し、発行する権利をいうが、著作隣接権には含まれていない。	<u>出版権</u> とは、著作物を文書や図画として複製し、出版する権利をいうが、著作隣接権には含まれていない。
P 89	A 296	予約承継を取り決めた場合、 <u>従業者等は、特許を受ける権利を譲渡する代償として相当の対価</u> を使用者等に請求できるとされている。	予約承継を取り決めた場合や、特許を受ける権利を発生時から使用者等に帰属させることとした場合、 <u>従業者等は相当の利益</u> を請求できる。
P 97	A 327 2行目	なお、出願と同時に請求する場合は <u>出願手数料（15,000円）</u> も加えて納付する。	なお、出願と同時に請求する場合は <u>出願手数料（14,000円）</u> も加えて納付する。
P 130	まとめて CHECK!! Point11 特許 出願の手続き 3行目	◆特許出願人…… <u>発明者</u> または特許を受ける <u>権利の承継人</u> （法人も可）	◆特許出願人……特許を受ける <u>権利を有する者</u> （法人も可）